令和6年8月に海難審判所で言い渡された裁決が、ホームページに掲載されました(令和6年10月)

国土交通省
海難審判所
Japan Marine Accident Tribunal
裁決の閲覧 審判予定表 全国の海難審判所 サイトマップ リンク集

ホーム > 裁決の閲覧について

裁決の閲覧について

このページでは、海難審判所が言い渡した裁決を閲覧することができます。

更新情報

- 各地方海難審判所の裁決は、令和5年1月から令和6年8月までに言渡しがあったものを閲覧できます。
- 海難審判所(東京)の裁決は、**平成30年1月から令和6年8月まで**に言渡しがあったものを閲覧できます。

裁決の閲覧

海難審判所名をクリックすると、その海難審判所の裁決一覧ページに移動します。

上記事件のうち、横浜地方海難審判所の裁決2件について、"概要版"を作成しました 公表された裁決書をもとに当協会の責任で編集しましたので、詳細は海難審判所HPでご確認ください

- ① <u>貨物船A(498トン) 岸壁衝突事件</u> 名古屋港第4区において、木場(きば)金岡(かなおか)ふ頭P5岸壁に着岸操船中のA船が、同岸壁に衝突した
- ② <u>貨物船A(238トン) 灯標衝突事件</u> 夜間、伊勢湾北部において、名古屋港第1区に向けて航行中のA船が、伊勢湾灯標に衝突した

(公財)海難審判・船舶事故調査協会

海難防止への インフォメーション

① 貨物船A(498トン) 岸壁衝突事件

(名古屋港第4区において、木場金岡ふ頭P5岸壁に着岸操船中のA船が、同岸壁に衝突した)

【海難概要】名古屋港第4区において、A船(498トン、5人乗組、鋼材1,770t積載)は、船長が単独で操船 に当たり、木場金岡ふ頭P5岸壁に出船右舷着けの予定で左転中、同岸壁に衝突した

【発生日時】令和4年7月27日08時15分僅か過ぎ

【発生場所】名古屋港第4区

【 死 傷 者】 なし

【 損 傷 等】 右舷船首部に凹損等

《原因等》

船長が、木場金岡ふ頭P5岸壁に出船右舷着けの予定で、同岸壁に向けて左転するに当たり、「陸岸の相対的な動きから、予定通りに減速せず、計画よりも過大な前進行きあしであること」を認めた際、**前進行きあしの逓減措置が不十分で**、計画よりも過大な前進行きあしでP5岸壁に向かって進行した

船長は、そのまま左転を開始すると、行きあしの制御ができなくなるおそれがあったのだから、 直ちに機関を後進にかけるなど、**前進行きあしの逓減措置を十分に行うべき**であった

《背景

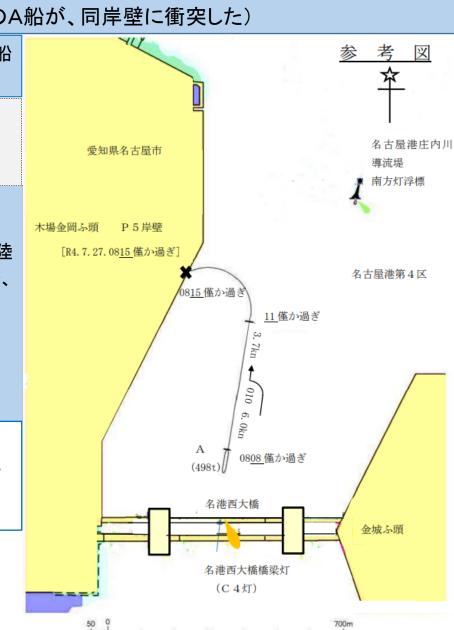
・ 船長は、「陸岸の相対的な動きから、予定通りに減速せず、計画よりも過大な前進行きあしであること」を認めたが、にわかに腹痛を覚えたことから、短時間で着岸操船を終わらせることに気を奪われ、計画よりも過大な前進行きあしのまま左転を始めた

[受審人]

《懲戒》

船 長 : 五級海技士(航海) → 業務停止1か月

*本裁決は、R6.8.22に言い渡されました。 詳細は海難審判所のHPでご確認下さい



(公財)海難審判・船舶事故調査協会

海難防止への インフォメーション

② 貨物船A(238トン) 灯標衝突事件

(夜間、伊勢湾北部において、名古屋港第1区に向けて航行中のA船が、伊勢湾灯標に衝突した)

【海難概要】 夜間、伊勢湾北部において、A船(238トン、2人乗組、空船)は、船長が単独の船橋当直に就き、愛知県三河港を発し、名古屋港第1区に向け航行中、伊勢湾灯標に衝突した

【発生日時】令和5年4月26日04時10分

【発生場所】伊勢湾北部

【 死 傷 者】 なし

【損傷等】A船:左舷船首部に破口を伴う擦過傷等/伊勢湾灯標:昇降階段に曲損及び柱脚基部コンクリートの破損等

《原因等》 船長が、夜間、伊勢湾北部において、単独の船橋当直に就き、椅子に腰掛けた姿勢で自動操舵により名古屋港第1区に向け航行中、疲労の蓄積と睡眠不足から眠気を催した際、

居眠り運航の防止措置が不十分で、伊勢湾灯標に向かって進行した

「 船長は、同じ姿勢のまま操船を続けると居眠りに陥るおそれがあったから、椅子から立ち上がって |体を動かすなど、**居眠り運航の防止措置を十分にとるべき**であった

《背景》・船長は、4月25日05時00分起床し、06時00分名古屋港第1区に着岸して積荷役を行い、10時00分に出港してから15時30分三河港に着岸するまで単独の船橋当直に就き、着岸後は荷役開始まで自室で待機していたものの、荷役開始時刻が未定であったことから、十分な休息をとることができないまま、20時00分から翌26日00時30分まで揚荷役を行った後、出港操船に当たって発航したもので、26日00時30分の発航時には、疲労が蓄積したうえに睡眠不足の状態であった

・船長は、眠気を催したとき、これまで航行中に居眠りしたことがなかったので、まさか居眠りに陥ることはないものと思い、椅子から立ち上がって体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった

[受審人] 《 懲戒 》 } 長 :五級海技士(航海) → 業務停止1か月

*本裁決は、R6.8.8に言い渡されました。 詳細は海難審判所のHPでご確認下さい

